

第 93 号議案

指定管理者の指定の件（神戸市立水産体験学習館）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和2年11月27日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

神戸市立水産体験学習館

2 指定管理者

神戸市中央区生田町2丁目2番2号

株式会社アクアメント

代表取締役 大倉 一夫

3 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

理 由

神戸市立水産体験学習館の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。

神戸市立水産体験学習館の指定管理者の指定等について

1. 公の施設の名称

神戸市立水産体験学習館

2. 指定管理者

株式会社アクアメント

代表取締役 大倉 一夫

住 所 神戸市中央区生田町2丁目2番2号

3. 指定期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日

4. 債務負担行為

期間：令和2年度～令和7年度 限度額：61,000千円

5. 令和3年度予定額

12,100千円（令和2年度指定管理料 12,100千円）

6. 選定までのスケジュール

応募要領配布期間 令和2年7月6日（月）～7月10日（金）

現地説明会 令和2年7月14日（火）

応募登録の申込・質疑受付 令和2年7月20日（月）～7月27日（月）

提案書類受付期間 令和2年8月21日（金）～9月4日（金）

指定管理者選定評価委員会 令和2年10月12日（月）

7. 選定理由

神戸市立水産体験学習館指定管理者候補者選定にあたっては、1団体から提案をいただいた。経済観光局指定管理者選定評価委員会において、提案図書等について、事業計画、事業提案、収支計画を選定基準に基づいて総合的に評価し、選考を行った。その結果、これまでの水族館の運営実績から、施設の設置目的に則した運営や体験学習の取り組みが期待できるとともに、メディアやSNS等を活用した話題づくりや、新規顧客の確保への取り組みが期待できることから候補者として選定した。

〔施設の概要〕

(1) 設立趣旨

漁業に関する体験学習を通じ、漁業者と市民との交流を図ることにより相互理解を深め、漁業の振興に資するとともに、市民文化の向上、健康の増進及び憩いと安らぎの場の提供を図ることを目的として設立した。

(2) 所在地

神戸市垂水区海岸通 12 番 4 号 (マリニピア神戸内)

(3) 開設時期

平成 10 年 3 月

(4) 規模構造

鉄骨造平屋建 514 m²

(5) 施設内容

(屋内施設) 展示学習室, 研修室, 事務室, ロビー (屋外施設) 臨海休養広場

(6) 使用時間

- ・ 研修室, 展示学習室 午前 10 時から午後 5 時まで
- ・ 臨海休養広場 午前 6 時から午後 11 時まで
- ・ トイレ 午前 6 時から午後 5 時まで

(7) 休館日

- ・ 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日までの日
- ・ 水曜日 (当該期日が国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日に当たるときは、その翌日)
- ・ 市長が施設等の管理上必要があると認める日

